

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会会議記録

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 平岩 純子

1 日 時

令和4年6月27日（月） 午後1時00分から
午後2時28分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

平岩純子、衛藤博昭、今吉次郎、太田正美、森誠一、木田昇、二ノ宮健治、原田孝司、戸高賢史、堤栄三、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

吉竹悟、清田哲也、阿部長夫、馬場林

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

なし

7 出席した参考人の職・氏名

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 草野俊介

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について、参考人から意見聴取を行った。
- (2) 今後の委員会スケジュールや最終報告書作成について内部協議を行った。

10 その他必要な事項

なし

11 担当書記

政策調査課調査広報班	主査	吉野美穂
政策調査課調査広報班	主任	麻生ちひろ
政策調査課政策法務班	副主幹	志村直哉
議事課委員会班	主査	吉良文晃

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会次第

日時：令和4年6月27日（月）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 参考人からの意見聴取

13：00～14：00

(1) 「新型コロナウイルス感染症等で困窮している方々の状況と支援について」

参考人 大分県社会福祉協議会 会長 草野 俊介 氏

3 内部協議

14：00～14：30

(1) 今後の委員会スケジュールについて

(2) 最終報告書作成について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

平岩委員長 これより、今年度第1回目となります新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催します。

本日は都合により、吉竹委員、清田委員、阿部委員、馬場委員が欠席しています。

また、委員外議員として、守永議員が出席しています。

まず、開会日に議長より諸般の報告でもありましたが、3月31日付けで、麻生議員より本委員会の辞任願いが提出され、同日付けで許可されています。

また、4月1日付けで、新たに森委員が委員に選任されているので、改めて御報告します。

森委員、よろしくお祈いします。

〔「よろしくお祈いします」と言う者あり〕

平岩委員長 では、ただいまから参考人招致を行います。

まず、私から御挨拶申し上げます。

大分県議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長の平岩純子です。

本日は、新型コロナウイルス感染症等で困窮している方々の状況と支援について御意見を伺いたく、社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長、草野俊介様に参考人としてお越しいただきました。

草野様には、大変お忙しい中にも関わらずお越しいただき、誠にありがとうございます。

本来であれば、私どものほうが出向いて、御指導を賜らないといけないところですが、足をお運びいただきましたことに対し、委員会を代表して厚くお礼申し上げます。本日は、どうぞよろしくお祈いします。

それでは、委員と委員外議員の自己紹介をお願いします。

〔委員、委員外議員の自己紹介〕

平岩委員長 それでは、草野様から自己紹介と、引き続き、御説明をお願いします。

草野参考人 皆さんこんにちは。大分県社会福

祉協議会の草野です。

皆様には日頃から審議会の活動を通じて県社会福祉協議会に御支援、御協力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

本日はこのような機会を与えていただき、コロナの件もありますが、県社会福祉協議会の活動をお知らせする機会もなかなかないので、大変ありがたいと思います。

本日は大分県社協、また、県内の市町村社協がコロナ禍でどういう対応をしたか、また、日頃どういう気持ちで仕事をしているかを説明できればと思います。

長丁場になりそうなので座って御説明します。よろしくお祈いします。

それでは、本日の説明項目です。

生活福祉資金の特例貸付や、その制度の根幹になっている生活困窮者自立支援制度を説明し、その後、大分県社協の生活困窮者の支援策の子ども食堂、フードバンクおおいた、おおいたくらしサポート事業について説明し、最後に今後の課題について話ができればと思います。

まず、何といたってもコロナ禍の中で社会福祉協議会の最大の仕事が生活福祉資金の特例貸付でした。緊急小口資金と総合支援資金がありますが、緊急小口を例にとって説明します。

本則がこれまでの通常対応です。本則では、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする低所得者世帯に貸し付けるとなっておりますが、今回は特例措置として新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少がある世帯に拡大し、貸し付けることとなりました。

休業等と書いていますが、最終的にはいろいろ通知の変更等もあり、コロナウイルスで影響があれば、休業状態でなくてもよい。証明する書類も要らない。極端に言うと、とにかく収入が1円でも減ったという本人の申立てでも貸しなさいと簡素化条件が緩和されました。

緊急小口資金は、特例の場合、20万円で1

か月の申請ができます。総合支援資金は2人以上の世帯で20万円、単身世帯で15万円となっており、それぞれ3か月借りることができます。今回のコロナ禍では、通知が何度か出て、例えば、最大借りる世帯は緊急小口で20万円、総合支援で20万円を3か月、この総合支援の延長貸付、再貸付まで借りると、それぞれ3か月で合計20万円が10か月となって200万円となります。単身世帯だと小口の20万円と総合の15万円を9か月となり、155万円となります。

左が特例貸付、右がこれまでの本則の貸付で、必要な書類等です。本則では、民生委員や市町村社会福祉協議会の意見、家族全員や連帯保証人の所得証明等、幾つもの書類を求めていましたが、今回の特例貸付では不要でした。収入減少状況に関する申立書には、例えば、お客が減り、20万円の収入が15万円に減ったと書いていけば、貸し付ける理由調査なども行っていませんでした。とにかく迅速に貸し付けることだけを求められたのが現場の実感だったと思います。

申請額も県内が今年5月末、全体で3万3,662件、154億6千万円となっています。件数は世帯数ですが、延べ件数になっています。基本的には一部の人を除いて、緊急小口を借りてから総合支援の初回、延長貸付、再貸付と行くので、実質は緊急小口の件数1万5千件超が、今回少なくとも1か月以上受給した世帯数と考えてよいと思います。

当初は迅速にということで市町村社協だけでなく、令和2年度の一時期は労働金庫と郵便局で受け付けるようになりました。右に全国の数字を出していますが、大分県は通常100分の1経済と申しますが、この件数も金額も約100分の1になっています。

下に県の内示額を示しています。貸付等事務費の財源については、特に初期の令和2年4月、5月頃は急な資金需要で、多い日で1日に1億円近くの支払いをする日もあり、資金ショートが懸念されました。

職員の給与も支払えないのではないかと心配

した時期もありましたが、県の配慮で毎月のように前倒しで内示をくれ、おかげで給料の遅配という最悪の事態にならずに助かりました。

今議会の議決予定分を含め1兆9千億円の内示額です。この中には償還に伴う今後10年間の事務費も含まれています。

申請の状況です。

緑の棒グラフが貸付額、赤の折れ線グラフが件数、黒の折れ線グラフが感染者数です。令和2年3月から始まり、緊急事態宣言が出た4月、5月は職員も全然慣れていない上に方針は変わるし、体制も取れていなくて大変でした。今でも窓口の混乱がトラウマになっているという話もよく聞きます。

ゴールデンウィークも窓口を開け、県社協も他部署からローテーションを組んで応援し、業務をこなしてきました。幸い大分県では市町村社協の受付から3、4日後には申請者に振り込みましたが、都道府県によっては既にこの頃から何週間もかかるという苦情が出ていたところもあったようです。

6月には緊急小口と総合支援の80万円だけでは救えないということで、延長貸付3か月分が始まりました。第3波の令和3年2月からは再貸付が始まり、さらに3か月分貸すようになりました。

令和3年3月には緊急小口、総合支援の初回延長貸付、再貸付の分の支払いが重なり、ピークの17億4千万円となりました。

そのほかでは、やはり第1波、第2波の頃に申請者が多くなっています。これだけの借金を背負うことになるので、では、いつ返すのかという話は後ほどしたいと思います。

職員体制も通常は県も含め5人で行っていましたが、それに加え、派遣職員を4月に1人、5月に4人、それ以降も徐々に増やしていき、最も多い時期には8人の派遣職員をお願いしました。それでも当初は通常業務の1人にかなりしわ寄せが出ました。一方でコロナウイルスにより、イベントや会議の中止も重なり、他部署からの応援もできたことにより、貸付業務の増加を乗り切りました。

コロナ禍前の平成30年度と令和2年度の受付件数を比較すると40倍に増えています。もちろん、審査が随分簡素化されたので、事務負担は40倍ではありませんが、通常の体制では対応できないことは容易に想像できると思います。

職種別の申請者です。

観光や飲食に関する方の申請が多くありました。職業分類表で厳密に分類しておらず、職員がその場その場でチェックしているので、例えば、1の飲食、2のタクシー、5のホテル、9の接客、14の宿泊、17の旅館、18のスナック、28の調理が観光や飲食に該当すると思います。

また、例えば、4の販売にも、お土産屋などが含まれているかもしれないし、8の美容も飲食店のスタッフの利用が減ったためだという話も聞きましたし、19のマッサージも観光客の利用が減ったことが一因だという話もありました。

また、建設関係もありますが、一時期は中国から水回りの部品が入らず工事ができない時期もあったと聞いています。このほか、保険やフリーランスの方も多くなっています。リーマン・ショックと比較すると、サービス業など、人と接する職業の方により影響が出てきている気がします。

年代別には、20代から60代までの働く世代の方が満遍なく苦しんだ感じです。

市町村別は示していませんが、人口比ではやはり観光や飲食などサービス業が中心の大分市、別府市、由布市が多くなっています。

逆に、姫島村、津久見市、豊後高田市、竹田市などは産業構造の影響なのかと思いますが、人口に比べると申請者が少ない傾向にあります。

債権管理についてです。

いよいよ来年1月から償還、借金の返済が始まります。当初据置期間は1年でしたが、コロナ禍が続いたため据置期間を延長していました。まずは、緊急小口と総合支援の初回分を来年1月から償還を始め、延長は令和6年1月から、再貸付は令和7年1月から償還をお願いします。

来年1月からの分は来月、償還の時期や償還免除の手続について借受人に通知を出します。

現在、記載例や手続に関するQ&Aなどの最終調整を行っています。償還期間は緊急小口で2年、総合で10年なので、これから10年以上の長い付き合いになります。生活困窮で借金したわけなので、償還により生活が立ち行かなくならないよう自立支援機関と協力しながら、慎重にしなければならないと思います。

また、過重な負担をかけないように、借受人と世帯主が住民税非課税であれば償還を免除することにしています。

さらに、死亡や失踪宣言、自己破産など償還が困難な状況になれば、償還途中でも全部または一部が償還免除できる制度設計になっています。詳細は今後、国から通知がある予定です。

実はいろいろな方から、借りるときより返すときに様々な問題が出て、窓口対応は比べ物にならないほど大変だと忠告いただいています。特に社会福祉協議会の職員はこういう仕事に慣れていないので、しっかり支えていかなければと思っています。

一方、住民税非課税で償還ができなかった人の生活はどうなるのかという大きな課題が残ります。借金は返さなくてもいいですが、より生活が苦しいということなので、その方たちに対しては、一旦は社会福祉協議会の手から離れてしまいます。こうした方々を民生委員や市町村社協、福祉事務所、社会福祉法人、NPO法人等が連携しながら、いかに地域で見守っていくか、大きな課題だと考えています。

今回の緊急的な貸付を始めるにあたり、政府から全国社会福祉協議会に依頼があった際、清家会長はじめ全社協の幹部は社協が実施することに対する懸念を伝えたそうです。結局、緊急的にはこの方法しかないだろうということで、やむなく受け入れたと聞いています。したがって、特に現場の窓口になった市町村社会福祉協議会の職員からは様々な意見が出ています。

当初、やはり窓口の職員本人や来所者の感染対策が取れるのかという不安が一番大きかったようです。また、迅速な貸付を行うために申請

方法や審査を簡単にしたこと、貸付の意味を理解しないまま申請に来る人が増えたことや、モラルハザードの発生に対する不満や不安がありました。そもそも社協の使命は、寄り添い、伴走型で困った人を救うべきだと思っている志の高いやる気に満ちた職員ほど、書類を右から左に流し、単にお金を貸すだけで、じっくり相談にも応じてあげられないことに、業務のむなしさを感じたようで、早期退職した職員もいると聞いています。

そうした中であっても、最後は少しでも早く書類審査を行い、入力作業、送金を行い、困っている人たちのためになっているのだと自分に言い聞かせながら、日々過酷な業務をこなした人も多かったようです。

申請期限は9回延長されましたが、そのたびに報道が先行し、住民から問合せがあるのに窓口には情報がないため答えられない。人員のやりくりが間に合わないことが続きました。

そこで、3回目か4回目の延長あたりから厚生労働省社会援護局の局長以下、局の幹部も出席し、都道府県社協に事前に説明することが慣例化しました。

今年4月に行われた都道府県社協常務理事事務局長会議での都道府県社会福祉協議会から厚生労働省に対して出された意見を紹介します。

貸付により借金を重ねさせるのではなく、給付に力を入れるべきである。また、生活困窮が長期化してきているのに、まだ相談支援を簡素化する特例貸付を行うのか、しっかり相談に乗り、伴走型支援に切り替えるべきだ。実際に相談支援に切り替えて就職に至ったケースがある。相談支援を強化する制度設計、施策に変更していく必要があるなどの意見が出ました。

もう一つ余談ですが、この下の今後の制度のあり方の二つ目の丸の後半に、不況に強いが人材難である福祉業界と求職者をつなげる良い機会であるという意見が書かれています。

実は私も、サービス業経験者は福祉に向いていると思っていたので、そうした業界に失業者が多く出たことにより、福祉介護分野の人材不足の課題が少しは解決するのではないかと期待

していました。しかし福祉人材センターの取扱件数を見ると、求職者はむしろ減少し、就職者数も少なかったのが現実でした。

他県の社協の方に聞いても状況は同じで、福祉だけはやりたくない。福祉は意識の中では一番遠いところにあるなどとも言われたりしたそうです。

これまでのイメージに加え、福祉介護の現場はコロナ禍で感染リスクも高く、職員や家族の外出、外食等の制限も強いことが原因につながったのではないかと感じています。

今後はICT化や介護ロボットの導入により、若い人が関心を持つような、負担が少なく、格好よく、面白いと感じられるようにイメージを変えることが必要だと改めて感じました。

以上、余談でしたが、大変深刻な問題だと感じています。

では、なぜ社協の職員に不満が出たのかについては、生活困窮者自立支援制度を紹介すると分かりやすいと思います。

ウィズコロナ、ポストコロナに生活困窮者の支援、どうあるべきか見えてくると思います。

リーマン・ショック後の景気後退を受け、平成27年度に雇用保険と生活保護の間に、第2のセーフティネットとして創設されました。支援員が寄り添い、経済的自立のみでなく、本人の状況に応じた自立を支援することとしています。

多くの関係者による地域ネットワークを構築し、何よりも早期に、切れ目なく継続的に支援する制度です。

今回、コロナ禍でも活躍した住居確保給付金や、就労訓練、家計改善支援等があり、そのほかの支援の中には、今回の生活福祉資金の貸付制度があります。

このように様々な支援を活用し、伴走することが求められていました。理想は就労につながることだと思いますが、就労しなくても粘り強く寄り添うことが求められています。素晴らしい制度だと思いますが、一方、まだまだこれらのメニューは財源の問題や人員の問題があり、全てそろえている市町村はなく、今後の課題に

なっています。

社協職員は平成27年以降、この伴走型支援の教育を受け、事業構築に努力してきたので、今回の特例貸付に大変な違和感、無力感を感じたと思います。

ここからは大分県社会福祉協議会の活動について3点紹介します。

まずは、子ども食堂です。

子ども食堂は、当初は貧困世帯を対象に、無料または低額で食事のできるところというイメージが強かったですが、子どもだけではなく、地域の人を対象としている子ども食堂もあり、最近では、子どもの居場所とか世代交流の拠点と説明することもあります。

貧困世帯だけを対象にすると、他人の目が気になり、利用しにくかったり、差別の問題や地域の拒否感もあるようです。

県社協の取組としては、新規開設をしたい方への個別相談や説明会などの開催、食堂の運営者などへの防災や食中毒等の研修やセミナーの開催、また、ボランティアの紹介やマッチングも行っています。

ネットワーク会議の運営にも力を入れているし、特に広報はメルマガ、ホームページ、フェイスブック等を活用して活発に行っています。

フードバンクおおいたからも大量の食料を提供しています。また、フードバンクが苦手な生鮮食料品については、例えば、市場や道の駅と子ども食堂を直接つないであげることにより、食材を提供するなど新たな試みも行っています。

平成28年度が17か所で年々増え、令和3年度末は89か所でした。この2か月半の間で6か所増え、今は95か所になっています。

全国では、令和3年12月で6,014か所で、市町村別では大分市31か所、別府市16か所、姫島村を除き全ての市町にあります。

なお、子ども食堂自体は定義がなく、数字の把握が難しいですが、このネットワークに入っている子ども食堂数を公式のものとして県などもこの数字を使用しています。

運営もボランティアやNPO法人、民生委員等で、開催場所も公民館や集会所などが多くな

っています。

開催回数もほとんど毎日のところから、月1、2回と様々で、食事以外に勉強を教えたり、クリスマス会などのイベントを行ったりもあります。

参加費は無料や子どもだけ無料で大人は200円、また、子どもは100円から200円など、これも財政事情や理念、考え方などによって様々です。

このように数も増えてきたので、団体間の交流や情報共有を図るため、令和元年5月におおいた子ども食堂ネットワークを県社協が事務局となり設置しました。情報発信などもこのネットワークを活用し行っています。

コロナ禍で子ども食堂への関心が非常に高くなったことから、県のクラウドファンディングや企業、団体、個人からの寄附や物品の提供がこここのところ大変増えています。原則としてこのネットワークを通じて配分しています。

なお、子ども食堂もコロナ禍では活動の休止を余儀なくされました。弁当に切り替えたところも多くありましたが、ぼちぼちコロナが落ち着きつつあるので、再開しようという食堂も出てきています。

フードバンクおおいたの活動です。

子ども食堂の活動を支えているのがフードバンクおおいたです。県社協がフードバンクをしているので、安心して子ども食堂を行うことができるという話をよく伺います。

他県の方から、大分県のやり方はモデルですが、実際やるのはなかなか難しいと言われることもあります。

フードバンクはアメリカ発祥で、日本では平成14年に最初のフードバンクができました。農林水産省の調査では、全国で178団体が活動しています。県内では2か所で、フードバンクおおいたのほかにフードバンク東九州があります。定義がはっきりしないので、例えば、杵築市社協などでも活動を行っていますが、規模が小さいこともあり、178団体には入っていません。

フードバンクおおいたは、都道府県社協では

初めて平成28年6月にオープンし、企業や県民から余った食材などを寄附いただき、子ども食堂や生活困窮者、施設、また、災害時には避難所等に提供しています。

現在でも、都道府県社協がこれだけの規模のフードバンクを運営している例はないようです。積極的な周知活動により、認知度が上がり、各職場などで家にある余った食料品を集めて持ってきてもらうフードドライブは昨年度、県庁や大分銀行、九州電力、NHKなど、50を超える会社や団体に協力いただきました。今年新たに、例えば、OBSや県サッカー協会なども加わり、年々増加しています。

また、多くの企業などから自社製品や農協関係からは米などを寄附してもらうこともあります。

緊急食料支援として、後ほど説明する社会福祉法人の社会貢献活動推進協議会から支援してもらい、生活困窮者に3日分の食料セットを市町村社協等に常備し、提供しています。

また、フードバンクおおいの専任職員は2人で管理運営を行っていて、昨年度の取扱いは、いただいた食品が4万1千品で約24.9トン、提供した食品が3万8千品で約24トンとなっています。米、麺類、缶詰、インスタント食品、水など飲料水、お菓子など様々な食料品をいただきます。食品だけでなく、コンビニと提携しているので、シャンプーや石けん、文房具等、日用品もいただき、生活困窮者などには喜ばれています。ただ、冷凍品や生鮮食料品は、保存の関係でお断りしています。

昨年度は、大分ロータリークラブからの寄附を契機に、コロナでアルバイトがなくなったり、親からの仕送りがなくなったりした留学生に提供しました。

びっくりしたのは、米は要らないのかなと思いましたが、ほぼ全員の留学生が米の提供を大変喜んでいました。炊飯器を持っている人も多かったです。5回開催し、延べ700人弱の留学生を支援しました。

また、今年に入り、別府市と日田市に避難してきたウクライナの方々にも提供しました。改

めてコロナ禍でも早急に現物支給ができるフードバンクの利点が示されたと考えています。

これまで食料支援を行った生活困窮者の状況を左側に、声を右側に掲載しています。

生活困窮者の声を紹介すると、大半の方が本当にこのような制度があるのかと、喜びと驚きの声を上げているそうです。これで年金や生活保護費受給までしのごことができます。首をくくって死のうかと思っていました。食べられるから生きられるので助かります。周りに頼る人がいなくて、助かりましたなどです。

行政が行う福祉制度では、迅速な対応がなかなか難しい面があるので、即座に現物支給できることはコロナ禍のような緊急時を含め、大変貴重だと感じます。実は私も社協で働くまでは、このような対応を取っていることを知りませんでした。

写真左上が会議室を用途変更した食品庫の中です。提供を受けた食料品を賞味期限ごとに管理している様子です。米が多く、これが大分県の特徴といえば特徴です。

今の時期は、ずっと倉庫の中は冷房をかけて温度管理を行っています。2人分の職員の人件費と会議室を潰して運営していることにより、経営を圧迫していますが、社会貢献活動だと思い頑張っています。

イベント会場でのフードドライブの様子です。参加者に会場まで持ってきてもらっています。先ほど申したように、企業でも多く取り組んでいただいています。

社会福祉法人の社会貢献活動、おおいたくらしサポート事業です。

県内の社会福祉法人の有志で組織している大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会も生活困窮者の支援に大きな力になっています。事務局を県社協が担っています。

平成27年7月に設立し、翌年度から現物給付による生活支援を行っています。

さきほどフードバンクのところで紹介した食料の提供を受けて喜ばれている事例の幾つかは、この協議会から提供したものです。大変頭が下がりますが、県内100近くの施設が毎年1、

400万円拠出し、その上、100名の職員をコミュニティソーシャルワーカーとして配置してくれています。

これまで597人に対し、2,700万円を超える経済的支援を行っています。この活動をおおいたくらしサポート事業と呼んでいます。

相談者は30代、40代をはじめ、稼働年齢層が多く、未就労のまま数年過ごすことにより孤立し、困窮になるケースや、高齢者は病気の悪化などによるケース、母子家庭の方もいます。

特にコロナ禍では、高齢者やひとり親家庭の方が困窮する姿を貸付の中でも多く見ました。経済的な困窮のほか、病気や住居など、様々な課題が複合的、重層的に絡み合っています。できるだけ早期に問題を把握し、対応することが適切な支援に結びつくようです。

お手元に社会福祉法人の社会貢献活動事例集を2冊配っています。経済的な支援やコミュニティソーシャルワーカーの活動などのくらしサポート事業は、社会福祉法人が一体となって行っていますが、それ以外にも県内のそれぞれの社会福祉法人が自主財源で行っている社会貢献活動の例です。

介護予防教室や障がい者の生活相談、ここでも子ども食堂をしたり、認知症カフェ、また高齢者サロンなど多彩な活動を行ったりしています。ぜひ参考に御覧になっていただければと思います。

では最後に、これまで述べたことのまとめと、コロナ禍で見えてきた課題についてです。

コロナ禍の影響は時間をかけ、世代・職業・世帯構成を超えて非常に広範囲に及びました。経済的な困窮に加え、命や健康への不安や、人との繋がりの変化をもたらし、社会的孤立を深める人や家族の問題を抱える人が顕在化しました。

民生委員の会長さんからは、地域から生活の音がなくなった。例えば、公民館での老人クラブのカラオケ、ゲートボールやグラウンドゴルフの音、ごみ置き場での婦人の立ち話、通学時の子どもの声、道行く人の談笑がなくなり、特に高齢者などは生きる目的を失ってきたと言わ

れていました。経済的な問題とあわせ、心の問題、地域の問題も大きかったと感じています。

コロナ禍以前からひとり親家庭や国民年金等、僅かな収入の仕事で暮らす高齢者など、生活困窮のおそれがあった人や脆弱な生活基盤の下、暮らしていた人が今回いかに多く存在しているかを浮き彫りにしました。個人事業主やフリーランス、外国人、若年層といった、これまで生活困窮施策とは無縁だった方が新たな対象者になりました。

社協窓口では感染症対策を講じつつ、急増する相談、申請等に連日対応し、特例貸付などの経済支援策は生活の下支えとして大変大きな役割を果たしたと考えています。

今後は、非常時における所得保障の在り方の検討や、平時における体制の整備が急がれます。償還をする人、住民税非課税世帯で償還しないでもよかった人、いずれも対策が必要です。生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一体的で切れ目のない支援の構築や、社協と福祉事務所の一層の連携強化もこれまで以上に必要になると考えます。

また、生活保護に対する先入観や誤解の解消をし、入りやすく、出やすい生活保護の仕組みにすることも検討してほしいと思います。

なお、こうした環境を整備しても、外国籍の人は言語や在留資格、文化的背景などにより相談窓口につながらなかつたり、法的支援がなかつたりします。今後、外国人労働者の助けなしには大分県経済は成り立たないと考えるので、的確な情報発信やコミュニケーションの問題解決のため、環境整備が必要だと思います。まずは地域共生社会の理念や生活困窮者自立支援制度の基本に返り、地域で包括的、個別的な支援を実現する体制の構築が大事です。そのためにも相談支援員の増員等財源確保は不可欠と考えます。

大分県社協としては、生活困窮者支援に関わる関係機関との連携や職員の資質向上を図るとともに、コロナ禍で現物給付の必要性が明確になったフードバンクの充実や子ども食堂のさらなる支援、社会福祉法人の社会貢献活動の拡充に

注力していきます。

結びに、生活困窮、貧困の最大の敵は、やはり社会の無関心、ネグレクトだと思います。本日のように県議会の皆様が関心を持ってもらえれば、これは社会の問題になります。参議院選挙中ですが、政治の力に期待するところは大きいと感じます。この根深く、複雑多様な問題を少しずつでも解決していくことを期待しているし、県社協としては力不足ですが、その一翼を担いたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

平岩委員長 ありがとうございました。

実は、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は去年の6月に立ち上げ、何度か参考人招致を行いました。まずは県民の実情を知ろうとアンケートを取っていましたが、ちょうどコロナウイルスが落ち着いている時期だったこともあり、自粛疲れに対する不安が強い印象でした。

私たちはもっと実情を知らないといけなさと考え、本来ならもっと早い時期に草野会長の御意見をお聞きしたかったのですが、一番忙しい時期だろうからと私たちも手をこまねいていました。

今日、お伝えいただいたことは本当に膨大な内容で、全てを咀嚼できていませんが、皆様せっかくの機会なので、ざっくばらんに質疑応答を行いたいと思います。

原田委員 草野さん、今日はありがとうございました。とても勉強になりました。

とりわけ、生活困窮に陥った方々の支援のためにも、本当に社会福祉協議会は大事だなと思っています。

時間が限られているので、1点だけに絞って質問します。

この2年間でやはり多くの方が私たちのところにも相談に見えました。その中で社会福祉協議会の取組を知らない方もかなりいたし、それ以上に気になったのは、その時点で既にいろんなところからお金を借りている——サラ金業者とか。例えば、社会福祉協議会で貸付金を借りたとしても、もうまるきり返済に回るだろうな

という方も結構いました。

高齢者はあまり書かれていなかったの、貸してもらえなかったのかなと思いました。特に中高年の方々は借金を背負ってから、もうにっちもさっちもいかない方が多かったです。そういった方に対する支援の在り方は社会福祉協議会でどう考えられたのか、ぜひ聞きたいと思います。

草野参考人 さきほど説明したように、本則と特例貸付があります。通常、右側の本則にあるように申込時にいろいろ調べます。資産があるとか、借金はどのくらいあるとか。こういう方々は通常、お金を貸しても助けることができないだろうということで貸さないですが、特例貸付は左にあるようにほとんどが本人の申し立てで、資産状況とかを調べないので、すぐ貸しています。

ところが、都道府県社協によっては、初めのほうは、そこも本則並みにちょっと厳しくして、今言われたようにこんなに借金を抱えている人にお金を貸してもしょうがないじゃないかと断ったところもありました。しかし、マスコミにたたかれたり、国会でたたかれたりして、そういうことはできないということで、今回は基本的に借金がどのくらいあろうと貸す形になりました。

どの程度申していいかわかりませんが、実は弁護士から債権調査の通知がいっぱい来ます。既に裁判所から自己破産の通知が来ている方もありますが、そういう方にも貸さざるを得なかった。貸したことにより何日間か生き延びたのかなという感じがしています。

それと、高齢者の話もありましたが、私も今回決裁してびっくりしたのは、高齢者は年金をもらっているから、そんなにコロナ禍で影響ないかなと思っていましたが、実は特に国民年金の方は、それプラス僅かなバイトをしたり農業をしたり漁業をしたりしています。小さな店で収入はそんなにないが、それでやっと生活が均衡していた方々が、その分がなくなったので、やっぱり借りたいという方がかなりありましたし、基本的には貸しました。

堤委員 本当にお疲れ様です。

一番気になるのは、貸付をして、来年、また再来年、返済が始まりますね。単身者なら月々5万円とか6万円の生活費で、100万円、200万円近くあったとしても、非課税にならないから返済しなければいけない。返済すれば生活できないというふうに非課税世帯というところにネックがあるのかなとも思います。

確かに再延長とかいろいろあるでしょうが、条件変更、さらなる改編とか改善ができるだろうけれども、そういう方々に対する窓口での対応は大変難しいと思います。そういう方々に対し、今後どう対応されていくのか。

さっきモラルハザードの問題があったが、性善説で貸付を前提にすることは基本だと思いますが、最近、不正受給の問題とか国税庁職員の事件とかいろんなことが出てきた。果たしてそれでいいだろうかと疑問が出てくる方もあると思います。そういう方々の当座の調査はしないでしょうが、不正じゃないが、実際には生活も困窮していない方々が借りられてしまう。防止の手立てはないと思うが、何らかの手立てがあれば教えていただきたい。その2点。

草野参考人 いずれもなかなか答えがないという感じですが、おっしゃるとおり単身世帯だと年収100万円ぐらいでも非課税世帯にならないので、それ以上の方は当然返してくださいということです。

今考えられる制度の中では、自立支援機関を大体社協が持っていますが、さきほど言った伴走型で民生委員とも相談しながら、職業をどうするとか、いろんなことも含めてやっていくしかないのかなと思います。

それとモラルハザードの話ですが、本当に私も印鑑を押すとき、斜めに押したくなるような方々がどうしてもいます。明らかにおかしい方もいるし、警察から調査が来ることもあります。資産調査ができないので、逆に証明できない。少しでもコロナで収入が減ったら貸していることになっているので。例えば去年は刑務所に入っていて、今年出てきて申請した。明らかにあり得ない方は、警察がちゃんと事件とした。

あとは本当に少しでも収入が減っているわけです。だから、基本的にはそういう人たちにどうしても貸さないわけにはいかない。ただ、そうはいいながら、窓口の中で言うことが二転三転する人とか、あまりにも訳が分かっていなくて、単に近所の人から社協に行ったらお金をくれるよと言われて来た人もいるので、そういう人たちには説得し、何人かは貸さなかった例があります。なかなかそこは難しかったです。

堤委員 いいえ、ありがとうございます。

最後に、返済のことで仮に窓口相談に行くじゃないですか。2年返済、10年返済とあるが、なかなかそれはできない。月々5千円、2千円やったらいいという場合、柔軟に窓口は対応可能でしょうか。

草野参考人 今から通知が出ると思います。我々の立場ではもちろん柔軟にできないかなと話をしています。ただ、難しいのをあまり言い過ぎると、やはり指南役がいます。今回いろいろ国税庁の職員から弁護士からいろんなことをやっているように、あまりこういうパターンではとかいう話が今出てきています。あまりそこばかり言うと、そこばかりかみついてくる方もいるので、国も通知の出し方をどうするか今悩んでいるようです。ただ基本的には柔軟にやらないと現実問題には返せないと思っています。実際に今まで特例貸付は、こんなに憂慮したことはなかったですが、それでもやはり阪神・淡路大震災や東日本大震災のときの貸付金をいまだ返せない人がいっぱいいます。そういうことも反省して、今回かなり柔軟な制度にしました。私も全社協でそういう検討委員みたいなものになっていたので、弁護士の意見とかも調べながら提言し、かなり取り入れられた部分もあります。例えば、さきほど死亡したらもう返さないとかありましたが、東日本大震災などは、たしかあの当時はまだ死亡しても相続人に行くとか、失踪宣告ぐらいでないとなかなかだめだとか、かなり厳しかったのが、今回は少し緩くしています。そういう感じです。

堤委員 ありがとうございます。

木田委員 フードバンクの関係でお尋ねします。

これは各市町村がフードバンクで生活困窮者の支援が受けられるような体制が取られ、いろんな食料品や日用品が全県にうまく配分されている状況なのか、認知度はどういった状況なのか。利用者数とかそういった状況が分かれば教えてください。

草野参考人 ここに書いている2番目の緊急食料支援、3日分(9食)については、全部の市町村社協とか、さきほど言ったくらしサポート事業をしている施設などには置かせていただいているので、そういうところに来れば、食べ物がないと言うと差し上げることができます。

一方、私が思っているのは、本当はフードバンク事業自体を全部の市町村社協でやってくれるのが一番望ましいですね。今、我々食料品は持っていますが、輸送手段がなくて、遠いところにはなかなか運べない。ところが、さきほどこれを見せましたが、これだけの会議室とか倉庫を確保するのは市町村社協では無理です。そこがなかなかうまくいかないところで、保管場所さえあれば、さきほど言ったようにうちも職員の人件費だけで600万円か700万円か持ち出しています。それをある程度賄うことができればですが、そこは大きな課題です。これも賞味期限ごとにちゃんと管理していかないといけない。短い賞味期限の食料を持ってくるので、古い物からどんどん出していかないと、すぐ出せなくなってしまいます。いろいろフードバンクは課題があります。

木田委員 ありがとうございます。状況はよく分かりました。

会長が言われたように、アメリカでフードバンクが始まって、映画のシーンで見たことがあります。生活保護を切られ、みんな窓口の行列に並んで受け取るのを見ました。本当に日用品もたくさんあって、ああ、いよいよコロナで日本もこういう枠組みが要るのじゃないだろうかという映画を見て感じました。あの運営の難しさがよく分かりました。

アメリカは多分、運営スタッフがボランティアや別団体で雇用されている人たちがいて、サポートしている姿を見て、日本も何かこういう

枠組みができるといいなと思いました。状況がよく分かりました。確かに運営スタッフと場所の問題、大変課題が多いと思いました。ありがとうございました。

衛藤副委員長 生活福祉資金の件ですが、おっしゃるとおり、いろいろ今回の件は緊急避難的な部分があったと思います。これからおさまっていくにつれ、出口戦略のような形で今後どうしていくのかという中長期的な課題が出てくると思います。

やはり県社協も限られた人数で、人員配置も予算が決められた中でやられていると思います。その中で今の話にもあったように、貸付債権の管理がかなり膨大とか、償還業務の在り方とか長期的な支援、多分今持っている人員だけだとかかなりこういうところも大変だと思うし、やはり県行政に対して訴えるとき、我々としてもしっかり支援というか、後押しをしていかなければいけない。

どうしても予算、人員が限られる中、外注というのも考えないといけない。今後どういったことがさらに体制として、県からのサポートも含めて必要になってくるか、その辺りを伺います。

草野参考人 償還については、事務費をかなり国がくれました。くれているというのが、さきほど言ったように厚生労働省の局長以下、たしか7、8回Webで会議しました。会議には必ず局長が出てきて頭を下げて「大変御迷惑をかけています」と。ある意味、局長も被害者なのかもしれませんが、こういうことでやらなきゃいけないと思います。

都道府県社協から出る一番の問題は事務費です。これだけ対応するには大変だと。コンピューターなどもかなり入れ替えたり、ソフト的なものを替えたりしています。

事務費についてはいろんな意見はありますが、大分県に関しては多分足りると思います。

実は10年分の事務費をいただいています。

今後、まだ貸付が続くとなれば分かりませんが、事務費としては足りません。ただ、それに対応できる職員を雇うわけですが、社協文化の中

で雇われている人なので、なかなか厳しいことも言えない。さきほどもちょっと話が出ましたが、今は皆さん貸してもいいよね、しょうがなかったよねという気持ちでいらっしゃると思いますが、2、3年たつと、また国も県も財政事情が厳しくなって、じゃ、もう少し取り立ててよという話になったとき、それに社協の職員が耐えられるのかなと、そっちが心配です。

お金の面ではどうにかやりくりはできると思います。

平岩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

平岩委員長 委員外議員もよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

平岩委員長 草野会長が言われることは本当に重く、すぐに口が開けないような状況に今なっています。草野会長のお話を聞く前は状況を知りたいだけでしたが、資料を見ながら思ったことは、これからどうしていくのかと、社協の職員の方たちは、本当に精神的にも追い詰められる状況になっているんだなとつくづく感じています。

コロナは今、毎日新規感染者が100人前後で推移していますが、社会は全然変わっていない。まして、この物価高なので、もっと苦しい方たちが増えていく中で、どういう支援をされていくか。そして私たちはそれをどう支えることができるのか。この新型コロナウイルス感染症対策特別委員会でも考えていきたいと思えます。

本当はもっとおっしゃりたいことがたくさんあったと思いますが、お話の中に本当に草野会長らしい言葉がいっぱい出てきて、私も書き留めるのに大変でしたが、誠実にお仕事していただいていることにまず感謝申し上げます。どうぞ社協の皆さんにもくれぐれもよろしく、これまでの御労苦に感謝しながら、私どもも一緒に考えていきますとお伝えいただければと思います。

今日はたくさんの準備をしていただき、こんな貴重な提案をいただき感謝します。代表して御礼を申し上げます。本当にありがとうございます

ました。(拍手)

平岩委員長 5分ほど休憩します。2時5分再開をお願いします。

午後1時59分 休憩

午後2時05分 再開

平岩委員長 委員会を再開し、これより内部協議を行います。まず、今後の委員会の進め方についてです。

委員会スケジュール(案)を御覧ください。

この特別委員会は今年度が最終年度となります。最終報告書を提言とするか要望とするかの取扱いについてです。

提言の場合は、第4回定例会で最終報告を行い、来年の第1回定例会で執行部より措置状況報告を受けることとなります。

要望の場合は、第4回定例会もしくは来年の第1回定例会で最終報告を行って、それをもってこの委員会は終了となります。

この取扱いについて何か御意見はありますか。

原田委員 今、決めないといけませんか。

平岩委員長 今日は結論を出さずに、次回、もしくは時期を見て、方向性を練っていく方法もあると思います。

衛藤副委員長 ずっと新型コロナウイルスの関係でこの2年間やってきて、大体数か月でぐらっと状況が変わることがあります。感染状況の拡大収束によって、アンケートを取るときもそうでしたが、変わることがあるので、現時点で提言にするか、要望にするかという判断は正直難しいなと思います。提言するとしたら秋ぐらいまでには決めないといけないので、恐らくこの後、政府の出口戦略、規制緩和の議論も出てくるでしょうから、会派の中でも話しましたが、今はぎりぎりまで状況を見極めてはどうだろうかという意見もありました。そういうのも踏まえながら、最後秋口ぐらいに通り参考人招致が終わって、そこで一区切りつけてどうするか、もう一度議論してもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

平岩委員長 皆さんいかがでしょうか。

原田委員 衛藤副委員長の意見に賛成です。や

はりこの夏に第7波が起きると予測している学者の意見があり、そうなるとまた違ってくるのかなど。これから落ち着いていくのか、また7波があるのかにより、また7波の起きたときの在り方によって違ってくると思うので、ぎりぎりまで判断を待っていいのではないかなと考えます。

平岩委員長 皆さん、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

平岩委員長 では、最終報告書については秋頃に考えをまとめたいと思います。

また、これからの進め方ですが、草野参考人の御意見も踏まえ、これから最終報告書作成に向け、どういう内容について進めていくのがよいか。内容、今後の参考人案についてお考えがあればお願いします。

木田委員 いろいろとこれまで分野、ジャンルの意見聴取をしてきたと思いますが、そろそろ報告書に向け、まだやっていない分野となるとポストコロナがだいぶ見えてくるのか。

もう一枚か二枚扉がありそんなこともあるようですが、そういった見通しの中で、これまでの価値観の変容、生活様式の変容をどう見るのか調べて意見聴取した方がいいのではないかと思います。東京一極集中からだいぶ地方回帰の流れが出てきたのではないかと、働き方についてもリモートワークとか、いろんなことで変わってきたのではないかと、自然志向とか、いろんな価値観というか意識が変わってきているところを大学の先生から話を聞けるといいのではないかと。

また、今ちょうどウクライナ情勢もあって、食料や製造業のサプライチェーンもコロナ禍でしっかりしなくてはいけないので、そういったジャンルのことを総括して概括的にまとめてお話しいただけるようなことがあるといいなと思いますが、いかがでしょうか。

平岩委員長 木田委員の御意見ですけれども。

堤委員 ちょっといいですか。このレジユメのスケジュール表の委員会のところを議論していますか。6月は今終わったと、今日終わったと

いうことですか。

平岩委員長 そうです。

堤委員 7月、8月、9月で特別委員会を開いて、そこでも参考人招致をすることになるわけですか。それで今、どういう参考人を呼びましようかというわけですね。

平岩委員長 参考人招致についてです。

堤委員 分かりました。

末宗委員 参考人招致は参考人招致でいいですが、ちょっと執行部に聞きたい。今日は執行部は来ていますか。私は呼んでいましたが。議会運営委員会で言ったよね。

平岩委員長 すみません、私は出ていないので。

末宗委員 議運でちょっと時間を取って、現状で聞きたいこととかあるから執行部との時間を取るのかと言ったら、取ると言っていたから。

衛藤副委員長 私は議運にいましたが、あのかきたしか協議できるのかと言われていて、執行部を呼べとはっきりおっしゃっていませんでしたので、多分……

末宗委員 難しいことじゃないが。執行部はいないの。

平岩委員長 今日は福祉保健部の職員は参考人のお話を聞きに来られたので。

末宗委員 いや、簡単なことなんだよ。例えば、今ワクチン4回目とか言っているじゃない。僕が聞きたいのは、3回目は何%打って、4回目はいつ頃からどういう計画とか、今聞かないと聞けないじゃない。7月から打つというんだから。そういう報告も執行部からないから。

（「福祉保健生活環境委員会で説明している」と言う者あり）

末宗委員 いや、福祉保健生活環境委員会もだけど、こちらはコロナに特化しているから、こっちのほうが大事だよ。

堤委員 資料がサイドボックスに入っていました。

末宗委員 出せないのに。これは委員会だから、委員会でいろいろ相互に打合せできるじゃない。そういう意味で言ったんだよ。コロナウイルスはころころ変わるんだから、そのときそのときの執行部の簡単な説明でいいからちょっと聞き

たいなということ。

平岩委員長 末宗委員が言われているのは、コロナ特別委員会の会議のときに20分ぐらい時間をもって、その都度今のコロナの状況について執行部に説明いただきたいということですね。

末宗委員 そうということ。

平岩委員長 福祉保健部になりますが、感染症対策課の方に来ていただいて状況の話を聞きたいということですね。

末宗委員 その都度毎月でも報告があつていいはずだ。

平岩委員長 一応サイドブックの中には納められているということです。福祉保健生活環境委員会の資料も入っているので、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員が見ることができます。

それを御覧になって、また次回委員会のときに必要だったら説明をお願いします。

末宗委員 簡単でいいから質疑応答もできるように。

平岩委員長 要望としてお聞きします。

今の末宗委員の御意見は委員会の中で反映できる限り反映させていただきます。

では参考人招致について、さきほど木田委員が言われたポストコロナについて、どなたか御推薦がありますか。

木田委員 私もよくお話しする大分大学の経済学部小山准教授は労働法を専門とされています。経済全般、社会全般に通じており、学生の就職状況、思考の変化も感じ取っていると思います。

堤委員 最近、オミクロン株で新たに派生型が県内でも1人、2人発生しているでしょう。状況は福祉保健生活環境委員会でも報告があつているかもしれないが、その辺を確認しておきたいですね。

原田委員 堤委員が言われたように、前回、病院局の井上局長は第6波が起こると言われていて、言われたとおり起こりました。やはり専門家の御意見を伺いたいです。

末宗委員 それともう一つ質問。コロナにかかった人の数は大分県は100%分かっていると

思うが、これは潜在的にかかっている者が何%あるのか。倍あるのか、倍までいかないのか、倍以上あるのか。大体福祉保健部はそういう検討をしているはずだが、そういうのが全然表に出てこないから。福祉保健生活環境委員会と言ったかどうか知らないが、肝心の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会でそういう議論をしないのは本末転倒です。こういう場で毎月やるから意味がある。誰がしないようにしたの。私は、コロナはいつも状況が変わるからそのたびに協議すればいいと確認した覚えがあるよ。

平岩委員長 誰もしないとかがするとか決めていないので、要望として受け止めて次回の委員会へ反映させます。この新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、感染拡大防止と経済活動の再活性化と県民生活の安心・安全のために活動していかないとはいけません。必要なことは、月に一度の委員会までに手はずを整えて、皆さんに共有したいと考えています。本日いただいた意見も次回反映させたいと考えていますし、決定したことは事務局よりお知らせしてもらいます。

また、委員の中にも新型コロナウイルスに感染した方がいて、私もそうですが、後遺症があります。本会議の中で、県が後遺症の調査を始めると答弁があつたので、その辺も気になっています。いろいろな情報を集めて、皆さんに報告したいと考えています。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

平岩委員長 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。